

令和4年度勝央町内部統制評価報告結果に対する意見書

地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する令和4年度勝央町内部統制報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和5年8月24日

勝央町監査委員

岸本 改正



勝央町監査委員

丸尾



1 審査手続き

勝央町の内部統制評価報告書について、町長及び内部統制統括部署から報告を受け、(1)評価手続きに係る記載の審査、(2)評価結果に係る記載の審査について評価手続における不適切事項があった場合には、該当事項を以下の意見に記載した上で、当該事項を除外した範囲での限定的なものとして、評価結果の相当性について審査した。また、その他監査等において得られた知見を利用した。

2 審査意見

勝央町の内部統制評価報告書について、上記審査手続きのとおり審査した限りにおいて、監査委員の意見は以下のとおりである。

(1) 評価手続きに係る記載の相当性

- ・相当である

(2) 評価結果に係る記載の相当性

- ・相当である

(3) 指摘事項

- ・特になし

3 備考

特段記載すべき事項なし。